

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>措置法第3条((利子所得の分離課税等))関係</p> <p>(源泉分離課税の効果)</p> <p>3—1 措置法第3条第1項の規定により源泉分離課税とされる同項に規定する<u>一般利子等</u>については、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 当該一般利子等の金額は、所得税法(昭和40年法律第33号)第22条((課税標準))に規定する総所得金額には算入されないものであること。したがって、控除対象配偶者又は扶養親族に該当するかどうかの判定をする場合、雑損失の金額又は医療費控除額若しくは配偶者特別控除額の計算を行う場合等においても、当該一般利子等の金額は除外するものであること。</p> <p>(2) 当該一般利子等につき源泉徴収された所得税の額は、確定申告書を提出して所得税法第120条第1項第3号((確定所得申告))に掲げる所得税の額から控除することはできないものであるとともに、同法第140条((純損失の繰戻しによる還付の請求))等の規定による還付の請求の対象ともならないものであること。</p> <p>措置法第3条の3((国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等))関係</p> <p>(国外において発行された公社債等の意義)</p> <p>3の3—1 措置法第3条の3第2項に規定する「<u>国外において発行された公社債(外貨建公社債を除く。)</u>又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権」とは、募集又は売出しが国外において行われた公社債(同条第1項に規定する「<u>外貨建公社債</u>」(3の3—3において「<u>外貨建公社債</u>」という。)を除く。)又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権(以下3の3—12までにおいて「<u>国外公社債等</u>」という。)をいう。したがって、国外において発行されたかどうかの判定に当たっては、国外公社債等に係る通貨の種類は問わないことに留意する。</p> <p><u>(注)</u> 措置法第3条の3第1項の規定の適用においても同様であることに留意する。</p> <p>(国外において支払われるものの意義)</p> <p>3の3—2 措置法第3条の3第2項に規定する「<u>国外において支払われるもの</u>」とは、同項に規定する<u>国外公社債等の利子等</u>(以下3の3—12までにおいて「<u>国外公社債等</u>」</p> | <p>措置法第3条((利子所得の分離課税等))関係</p> <p>(源泉分離課税の効果)</p> <p>3—1 措置法第3条第1項の規定により源泉分離課税とされる同項に規定する利子等については、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 当該利子等の金額は、所得税法(昭和40年法律第33号)第22条((課税標準))に規定する総所得金額には算入されないものであること。したがって、控除対象配偶者又は扶養親族に該当するかどうかの判定をする場合、雑損失の金額又は医療費控除額若しくは配偶者特別控除額の計算を行う場合等においても、当該利子等の金額は除外するものであること。</p> <p>(2) 当該利子等につき源泉徴収された所得税の額は、確定申告書を提出して所得税法第120条第1項第3号((確定所得申告))に掲げる所得税の額から控除することはできないものであるとともに、同法第140条((純損失の繰戻しによる還付の請求))等の規定による還付の請求の対象ともならないものであること。</p> <p>措置法第3条の3((国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等))関係</p> <p>(国外において発行された公社債等の意義)</p> <p>3の3—1 措置法第3条の3第1項に規定する「<u>国外において発行された公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権</u>」とは、募集又は売出しが国外において行われる公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権(以下3の3—15までにおいて「<u>国外発行公社債等</u>」という。)をいう。したがって、国外において発行されたかどうかの判定に当たっては、<u>国外発行公社債等</u>に係る通貨の種類は問わないことに留意する。</p> <p>(国外において支払われるものの意義)</p> <p>3の3—2 措置法第3条の3第1項に規定する「<u>国外において支払われるもの</u>」とは、<u>国外発行公社債等の利子又は収益の分配が当該利子又は収益の分配の支払をする者又は</u></p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>利子等」という。)が当該国外公社債等の利子等の支払をする者又はその支払を代理する機関(以下3の3—7までにおいて「支払代理機関等」という。)の国外にある営業所等により支払われるものをいうことに留意する。</p> <p>(注) 措置法第3条の3第1項の規定の適用においても同様であることに留意する。</p> | <p>その支払を代理する機関(以下3の3—7までにおいて「支払代理機関等」という。)の国外にある営業所等により支払われるものをいうことに留意する。</p> |
| <p>(内国法人又は源泉徴収義務が免除されている法人の発行する債券の利子等)</p> <p>3の3—3 国外公社債等の利子等には、次に掲げる法人が国外で発行した公社債(外債建公社債を除く。)又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権の利子又は収益の分配に係る所得税法第23条第1項に規定する利子等(国外で支払われるものに限る。)も含まれることに留意する。</p> <p>(1) 内国法人</p> <p>(2) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定等により源泉徴収義務が免除されている法人</p> <p>(注) 措置法第3条の3第1項の規定の適用においても同様であることに留意する。</p> | <p>(内国法人又は源泉徴収義務が免除されている法人の発行する債券の利子等)</p> <p>3の3—3 措置法第3条の3第1項に規定する国外公社債等の利子等(以下3の3—16までにおいて「国外公社債等の利子等」という。)には、次に掲げる法人が国外で発行した公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権の利子又は収益の分配(国外で支払われるものに限る。)も含まれることに留意する。</p> <p>(1) 内国法人</p> <p>(2) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定等により源泉徴収義務が免除されている法人</p> |
| <p>(源泉徴収の対象とならない場合)</p> <p>3の3—5 措置法第3条の3第3項の規定は、国外公社債等の利子等が同条第1項に規定する支払の取扱者(以下3の3—8までにおいて「支払の取扱者」という。)を通じて交付される場合に限り適用があるのであるから、例えば、次に掲げるような場合には、<u>同条第3項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>(1) 国外公社債等の利子等を、支払の取扱者を通じないで支払代理機関等から直接受領する場合</p> <p>(2) 支払の取扱者が自己の所有する国外公社債等の利子等を、支払代理機関等から直接受領する場合</p> | <p>(源泉徴収の対象とならない場合)</p> <p>3の3—5 措置法第3条の3第3項の規定は、国外公社債等の利子等が同条第1項に規定する支払の取扱者(以下3の3—8までにおいて「支払の取扱者」という。)を通じて交付される場合に限り適用があるのであるから、例えば、次に掲げるような場合には、<u>同項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>(1) 国外公社債等の利子等を、支払の取扱者を通じないで支払代理機関等から直接受領する場合</p> <p>(2) 支払の取扱者が自己の所有する国外発行公社債等の利子又は収益の分配を、支払代理機関等から直接受領する場合</p> |
| <p>(外国通貨で支払を受けた利子等を外国通貨で交付する場合の邦貨換算)</p> <p>3の3—6 支払の取扱者が支払代理機関等から外国通貨によって国外公社債等の利子等の支払を受け、当該国外公社債等の利子等を居住者又は内国法人に外国通貨で交付する場合には、当該支払を受けた外国通貨の金額(国外公社債等の利子等が措置法第3条の3第1項に規定する国外一般公社債等の利子等(以下3の3—16までにおいて「国外一般公社債等の利子等」という。)である場合において、その支払を受けた際に源泉徴収された外国所得税の額があるときは、当該金額を加算した金額をいう。3の3—7において同じ。)を、次に掲げる国外公社債等の利子等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる</p> | <p>(外国通貨で支払を受けた利子等を外国通貨で交付する場合の邦貨換算)</p> <p>3の3—6 支払の取扱者が支払代理機関等から外国通貨によって国外公社債等の利子等の支払を受け、当該国外公社債等の利子等を居住者又は内国法人に外国通貨で交付する場合には、当該支払を受けた外国通貨の金額(国外公社債等の利子等の支払を受けた際に源泉徴収された外国所得税の額があるときは、当該金額を加算した金額をいう。以下3の3—7において同じ。)を、次に掲げる国外公社債等の利子等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日(以下3の3—7までにおいて「邦貨換算日」という。)における当該支払の取扱者の主要取引金融機関(その支払の取扱者がその外国通貨に係る東京外国</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>日（以下3の3—7までにおいて「邦貨換算日」という。）における当該支払の取扱者の主要取引金融機関（その支払の取扱者がその外国通貨に係る東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場を公表している場合には、当該支払の取扱者）の当該外国通貨に係る東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場（以下3の3—7までにおいて「電信買相場」という。）により邦貨に換算した金額を同条第3項に規定する「交付をする金額」として同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 記名の国外公社債等の利子等 支払開始日と定められている日 (2) 無記名の国外公社債等の利子等 現地保管機関等が受領した日 (注) 1 上記(2)の無記名の国外公社債等の利子等については、現地保管機関等からの受領の通知が著しく遅延して行われる場合を除き、支払の取扱者が当該通知を受けた日を邦貨換算日として差し支えない。 2 国外一般公社債等の利子等に係る所得税の額から控除する外国所得税の額の邦貨換算については、当該国外一般公社債等の利子等に係る邦貨換算日における電信買相場によるものとする。 3 国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等の額から控除する外国所得税の額の邦貨換算については、当該国外公社債等の利子等に係る邦貨換算日における電信買相場によるものとする。</p> | <p>為替市場の対顧客直物電信買相場を公表している場合には、当該支払の取扱者）の当該外国通貨に係る東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場（以下3の3—7までにおいて「電信買相場」という。）により邦貨に換算した金額を措置法第3条の3第3項に規定する「交付をする金額」として同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 記名の国外公社債等の利子等 支払開始日と定められている日 (2) 無記名の国外公社債等の利子等 現地保管機関等が受領した日 (注) 1 上記(2)の無記名の国外公社債等の利子等については、現地保管機関等からの受領の通知が著しく遅延して行われる場合を除き、支払の取扱者が当該通知を受けた日を邦貨換算日として差し支えない。 2 国外公社債等の利子等に係る所得税の額から控除する外国所得税の額の邦貨換算については、当該国外公社債等の利子等に係る邦貨換算日における電信買相場によるものとする。</p> |
| <p>(みなし外国税額控除が適用される場合の外国所得税額の控除)</p> <p>3の3—9 措置法第3条の3第4項第1号に規定する国外一般公社債等の利子等に係る所得税の額から控除する外国所得税の額（以下3の3—10において「控除対象外国所得税額」という。）には、租税条約の規定によるみなし外国税額控除（相手国で軽減又は免除された税額を納付したものとみなして外国税額控除を適用するいわゆるタックス・スペアリング・クレジットをいう。）が適用される場合の当該みなし外国税額控除に相当する金額も含まれることに留意する。</p> | <p>(みなし外国税額控除が適用される場合の外国所得税額の控除)</p> <p>3の3—9 措置法第3条の3第4項に規定する国外公社債等の利子等に係る所得税の額から控除する外国所得税の額（以下3の3—10において「控除対象外国所得税額」という。）には、租税条約の規定によるみなし外国税額控除（相手国で軽減又は免除された税額を納付したものとみなして外国税額控除を適用するいわゆるタックス・スペアリング・クレジットをいう。）が適用される場合の当該みなし外国税額控除に相当する金額も含まれることに留意する。</p> |
| <p>(外国所得税について還付を受けた場合)</p> <p>3の3—10の2 措置法第3条の3第4項第2号に規定する外国所得税の額は、国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等の支払の際に源泉徴収された外国所得税の額をいい、事後当該外国所得税に相当する金額の全部又は一部について還付を受けた場合であっても、当初徴収された外国所得税の額からはその還付を受けた金額を控除する必要はないことに留意する。</p> | <p>(新設)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(源泉徴収不適用申告書の包括的記載及び継続的効力)</p> <p>3の3—11 措置法第3条の3第6項に規定する申告書(以下3の3—12までにおいて「源泉徴収不適用申告書」という。)は、同項の規定の適用を受けようとする国外公社債等の利子等につき、<u>国外公社債等の債券又は受益権の異なるごとに提出するものとする。</u>この場合において、一の支払の取扱者(措置法令第2条の2第5項((国外公社債等の利子等の分離課税等))の規定により国外公社債等の保管の委託を受けた国内における支払の取扱者をいう。以下3の3—12までにおいて同じ。)を経由して交付を受ける種別、名称及び回数を同一とする2以上の国外公社債等の利子等につき源泉徴収不適用申告書を同時に提出するときは、これらの源泉徴収不適用申告書は、一の源泉徴収不適用申告書によることができる。</p> <p>なお、源泉徴収不適用申告書の提出は当初の1回で足り、当該源泉徴収不適用申告書に係る国外公社債等につきその提出の時以後にその収入すべき日が到来する国外公社債等の利子等の<u>全て</u>について措置法第3条の3第6項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) 支払の取扱者は、源泉徴収不適用申告書の提出を受けて、措置法第3条の3第6項の規定を適用する場合には、当該源泉徴収不適用申告書の異なるごとの各別に、当該源泉徴収不適用申告書に係る国外公社債等の債券又は受益権の異動状況及び国外公社債等の利子等の支払状況等について帳簿を備え常時管理するものとし、当該源泉徴収不適用申告書の写しとともに、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。</p> <p>3の3—14 <u>削除</u></p> <p>3の3—15 <u>削除</u></p> | <p>(源泉徴収不適用申告書の包括的記載及び継続的効力)</p> <p>3の3—11 措置法第3条の3第6項に規定する申告書(以下3の3—12までにおいて「源泉徴収不適用申告書」という。)は、同項の規定の適用を受けようとする国外公社債等の利子等につき、<u>公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権の債券又は受益権の異なるごとに提出するものとする。</u>この場合において、一の支払の取扱者(措置法令第2条の2第5項((国外公社債等の利子等の分離課税等))の規定により国外公社債等の保管の委託を受けた国内における支払の取扱者をいう。以下3の3—12までにおいて同じ。)を経由して交付を受ける種別、名称及び回数を同一とする2以上の国外公社債等の利子等につき源泉徴収不適用申告書を同時に提出するときは、これらの源泉徴収不適用申告書は、一の源泉徴収不適用申告書によることができる。</p> <p>なお、源泉徴収不適用申告書の提出は当初の1回で足り、当該源泉徴収不適用申告書に係る国外<u>発行</u>公社債等につきその提出の時以後にその収入すべき日が到来する国外公社債等の利子等の<u>すべて</u>について措置法第3条の3第6項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) 支払の取扱者は、源泉徴収不適用申告書の提出を受けて、措置法第3条の3第6項の規定を適用する場合には、当該源泉徴収不適用申告書の異なるごとの各別に、当該源泉徴収不適用申告書に係る国外<u>発行</u>公社債等の債券又は受益権の異動状況及び国外<u>発行</u>公社債等の利子等の支払状況等について帳簿を備え常時管理するものとし、当該源泉徴収不適用申告書の写しとともに、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。</p> <p>(<u>源泉徴収不適用金額のあん分計算</u>)</p> <p>3の3—14 <u>措置法令第2条の2第7項第2号に規定する金額の計算をする場合において、同号の規定にかかわらず、その国外公社債等の利子等に係る経過利子の計算方法によって計算しているときは、その計算した金額が同号により計算した金額に比し著しく開差が認められない限り、その計算方法によって差し支えない。</u></p> <p>(<u>保管の委託をしている期間の通算</u>)</p> <p>3の3—15 <u>措置法令第2条の2第7項第2号に規定する計算期間のうちに、国、所得税法別表第1に掲げる内国法人(以下この項において「公共法人等」という。)、措置法第3条の3第6項に規定する金融機関又は金融商品取引業者等(以下この項において「指定金融機関等」という。)又は公益信託若しくは加入者保護信託(以下「公益信託等」という。)の受託者(これらの者のうち、その国外公社債等の利子等の交付を受ける者</u></p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(利子所得に係る取扱いの準用)</p> <p>3の3—16 措置法第3条の3第1項の規定により源泉分離課税とされる国外<u>一般</u>公社債等の利子等については、3—1の取扱いを準用する。</p> <p>措置法第8条((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用))関係</p> <p>(農業協同組合等の範囲)</p> <p>8—3 措置法第8条の規定の適用に当たっては、措置法令第2条の37((納税準備預金に係る金融機関の範囲))に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会は、いわゆる信用業務を行うものだけに限られないことに留意する。</p> <p>(委託等の期間の通算)</p> <p>8—4 措置法第8条第1項に規定する金融機関(以下この項において「<u>金融機関</u>」という。)が自ら所有する同項第3号に規定する合同運用信託又は特定公募公社債等運用投資信託の収益の分配(以下8—5までにおいて「<u>収益の分配</u>」という。)で当該支払を受ける<u>収益の分配</u>の計算期間のうち、その<u>収益の分配</u>の支払を受ける<u>金融機関</u>以外の者の<u>委託等</u>がされていた期間(同条第5項に規定する委託した期間又は記名式であった期間若しくは記載若しくは記録がされていた期間をいう。以下8—5までにおいて同じ。)がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間がその<u>収益の分配</u>の支</p> | <p>以外の者に限るものとし、以下この項においてこれらの者を「<u>期間通算対象者</u>」という。)が所有する又は当該公益信託等の信託財産に属していた国外発行公社債等につき保管の委託をしていた期間がある場合には、当該期間とその国外公社債等の利子等の交付を受ける公共法人等、指定金融機関等又は公益信託等の受託者が自ら所有する又は当該公益信託等の信託財産に属する国外発行公社債等につき保管の委託をしている期間とが連続しているときに限り、当該期間通算対象者が保管の委託をしていた期間も、措置法令第2条の2第7項第2号に規定する「当該保管の委託をしている期間」に含まれるものとする。</p> <p>(注) <u>期間通算対象者</u>(国を除く。)が所有していた国外発行公社債等については、措置法第3条の3第6項の規定の適用を受けられる国外発行公社債等、又は措置法令第2条の2第8項若しくは第9項の規定の適用を受けられる国外発行公社債等に限り、上記の取扱いを適用する。</p> <p>(利子所得に係る取扱いの準用)</p> <p>3の3—16 措置法第3条の3第1項の規定により源泉分離課税とされる国外公社債等の利子等については、3—1の取扱いを準用する。</p> <p>措置法第8条((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用))関係</p> <p>(農業協同組合等の範囲)</p> <p>8—3 措置法第8条の規定の適用に当たっては、措置法令第2条の36((納税準備預金に係る金融機関の範囲))に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会は、いわゆる信用業務を行うものだけに限られないことに留意する。</p> <p>(振替記載等の期間の通算)</p> <p>8—4 措置法第8条第1項に規定する金融機関、同条第2項に規定する金融商品取引業者等又は同条第3項に規定する内国法人(以下この項において「<u>指定金融機関等</u>」という。)が自ら所有する<u>公社債の利子</u>、合同運用信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託の収益の分配又は社債的受益権(同条第1項に規定する社債的受益権をいう。)の<u>剰余金の配当</u>(以下8—5までにおいて「<u>利子等</u>」という。)で当該支払を受ける利子等の計算期間のうち、その利子等の支払を受ける<u>指定金融機関等</u>以外の者の<u>振替記載等</u>がされていた期間(振替口座簿に記載若しくは記録されていた期間又は委託した期間</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>払を受ける<u>金融機関の委託等</u>がされていた期間と引き続いているときに限り、その期間も措置法規則第4条第4項((金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用のための手続等))に規定する「<u>委託した期間又は記名式であった期間若しくは記載若しくは記録がされていた期間</u>」に含まれるものとする。</p> <p>(1) <u>金融機関</u> (2) 所得税法別表第1に掲げる法人又は<u>公益信託若しくは加入者保護信託</u>の受託者 (3) 国</p> <p>(4) 法第2条第1項第5号に規定する非居住者又は同項第7号に規定する外国法人で、租税条約の規定により所得税が免除されるその租税条約のわが国以外の締約国の居住者又は法人とされるもの(外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体の所有する機関を含み、<u>収益の分配</u>に係る所得税が免除されるものに限る。)</p> <p>(5) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等</p> <p>(<u>収益の分配の計算期間の途中において委託等</u>がされた場合における源泉徴収不適用となる<u>収益の分配の額の計算</u>)</p> <p>8—5 <u>措置法第8条第5項に規定する計算において、収益の分配の計算期間の途中において委託し、又は記名式とし、若しくは振替口座簿に記載若しくは記録された場合における委託等</u>がされていた期間に係る部分の<u>収益の分配</u>の金額は、当該計算期間の<u>収益の分配</u>の金額をその<u>委託等</u>がされていた期間とその他の期間との比にあん分して計算するものとする。</p> <p>なお、措置法令第3条の3第4項に規定する譲渡性預金をその利子の計算期間の途中において取得した場合における同項に規定する「当該金融機関が引き続き保有していた期間内に生じたもの」についても、同様とする。</p> | <p>若しくは記名式としていた期間をいい、同条第3項に規定する内国法人に係る期間にあつては、<u>措置法令第3条の3第9項に規定する公社債の利子等の計算期間内の期間に限る。以下8—5までにおいて同じ。</u>)がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間がその<u>利子等の支払を受ける指定金融機関等の振替記載等</u>がされていた期間と引き続いているときに限り、その期間も措置法規則第4条第5項((金融機関の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用のための手続等))に規定する「<u>記載若しくは記録がされていた期間又は委託した期間若しくは記名式であった期間</u>」に含まれるものとする。</p> <p>(1) <u>指定金融機関等</u> (2) 所得税法別表第1に掲げる法人又は<u>公益信託等</u>の受託者 (3) 国 (4) <u>措置法第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定により、振替国債、振替地方債又は特定振替社債等の利子等に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人(措置法第5条の2第1項又は第5条の3第1項の適用を受ける振替国債、振替地方債又は特定振替社債等の振替記載等がされていた期間を通算する場合に限る。)</u> (5) 法第2条第1項第5号に規定する非居住者又は同項第7号に規定する外国法人で、租税条約の規定により所得税が免除されるその租税条約のわが国以外の締約国の居住者又は法人とされるもの(外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体の所有する機関を含み、<u>公社債の利子</u>に係る所得税が免除されるものに限る。)</p> <p>(6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等</p> <p>(<u>利子等の計算期間の途中において振替記載等</u>がされた場合における源泉徴収不適用となる<u>利子等の額の計算</u>)</p> <p>8—5 <u>利子等の計算期間の途中において振替口座簿に記載若しくは記録され、委託し、又は記名式とした場合における振替記載等</u>がされていた期間に係る部分の利子等の金額は、当該計算期間の利子等の金額をその<u>振替記載等</u>がされていた期間とその他の期間との比にあん分して計算するものとする。</p> <p>なお、措置法令第3条の3第4項に規定する譲渡性預金をその利子の計算期間の途中において取得した場合における同項に規定する「当該金融機関が引き続き保有していた期間内に生じたもの」についても、同様とする。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>措置法第8条の3((国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等))関係</p> <p>(国外公社債等又は国外株式に係る取扱いの準用)</p> <p>8の3—2 (省略)</p> <p>措置法第9条の2((国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例))関係</p> <p>(国外公社債等に係る取扱いの準用)</p> <p>9の2—5 (省略)</p> <p>措置法第41条の10((定期積金の給付補てん金等の分離課税等))及び第41条の12((償還差益等に係る分離課税等))共通関係</p> <p><u>措置法第41条の12の2((割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例))関係</u></p> <p><u>(国外において発行された割引債の意義)</u></p> <p><u>41の12の2—1</u> 措置法第41条の12の2第1項第2号に規定する「国外において発行された割引債」とは、募集又は売出しが国外において行われた割引債(以下41の12の2—4までにおいて「国外割引債」という。)をいう。したがって、国外において発行されたかどうかの判定に当たっては、国外割引債に係る通貨の種類は問わないことに留意する。</p> <p><u>(国外において支払われるものの意義)</u></p> <p><u>41の12の2—2</u> 措置法第41条の12の2第1項第2号に規定する「国外において支払われるもの」とは、国外割引債の償還金(同号に規定する国外割引債の償還金をいう。以下41の12の2—6までにおいて同じ。)が当該国外割引債の償還金の支払をする者又はその支払を代理する機関(以下41の12の2—5までにおいて「支払代理機関等」という。)の国外にある営業所等により支払われるものをいうことに留意する。</p> <p><u>(源泉徴収の対象とならない場合)</u></p> <p><u>41の12の2—3</u> 措置法第41条の12の2第4項の規定は、国外割引債の償還金が同条第1項第2号に規定する国外割引債取扱者(以下41の12の2—5までにおいて「国外割引債取扱者」という。)を通じて交付される場合に限り適用があるのであるから、例えば、</p> | <p>措置法第8条の3((国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等))関係</p> <p>(国外発行公社債等又は国外発行株式に係る取扱いの準用)</p> <p>8の3—2 (同左)</p> <p>措置法第9条の2((国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例))関係</p> <p>(国外発行公社債等に係る取扱いの準用)</p> <p>9の2—5 (同左)</p> <p>措置法第41条の10((定期積金の給付補てん金等の分離課税等))及び第41条の12((償還差益に対する分離課税等))共通関係</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|-------------------------------------|
| <p><u>国外割引債取扱者を通じないで支払代理機関等から直接受領する国外割引債の償還金については、同条第4項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(外国通貨で支払を受けた償還金を外国通貨で交付する場合の邦貨換算)</u></p> <p><u>41の12の2-4 国外割引債取扱者が支払代理機関等から外国通貨によって国外割引債の償還金の支払を受け、当該国外割引債の償還金を居住者又は措置法第41条の12の2第1項に規定する内国法人（41の12の2-5において「内国法人」という。）に外国通貨で交付する場合の同条第4項に規定する「交付をする国外割引債の償還金」の額は、次に掲げる国外割引債の区分に応じ、それぞれ次に定める日（以下41の12の2-5までにおいて「邦貨換算日」という。）における当該国外割引債取扱者の主要取引金融機関（その国外割引債取扱者がその外国通貨に係る東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場を公表している場合には、当該国外割引債取扱者）の当該外国通貨に係る東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場（以下41の12の2-5までにおいて「電信買相場」という。）により邦貨に換算した金額とする。</u></p> <p><u>なお、同条第6項第3号ハに規定する「割引債の取得に要した金額」の邦貨換算については、当該国外割引債の償還金の交付を受ける者が国外割引債取扱者と締結した外国証券の取引に関する外国証券取引口座約款において定められている約定日における対顧客直物電信売相場により、上記に準じて行う。</u></p> <p><u>(1) 措置法第41条の12の2第6項第1号ハに規定する分離利子公社債（以下この項において「分離利子公社債」という。）以外の記名の国外割引債 その国外割引債の償還の日</u></p> <p><u>(2) 記名の分離利子公社債 その分離利子公社債に係る利子の支払開始日と定められている日</u></p> <p><u>(3) 無記名の国外割引債 現地保管機関等が受領した日</u></p> <p><u>(注) 1 上記(3)の無記名の国外割引債の償還金については、現地保管機関等からの受領の通知が著しく遅延して行われる場合を除き、国外割引債取扱者が当該通知を受けた日を邦貨換算日として差し支えない。</u></p> <p><u>2 国外割引債の償還金に係る差益金額から控除する外国所得税の額に相当する金額の邦貨換算については、当該国外割引債の償還金に係る邦貨換算日における電信買相場によるものとする。</u></p> <p><u>(外国通貨で支払を受けた償還金を本邦通貨で交付する場合の償還金の金額)</u></p> <p><u>41の12の2-5 国外割引債取扱者が支払代理機関等から外国通貨によって国外割引債の</u></p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p><u>償還金の支払を受け、当該国外割引債の償還金を居住者又は内国法人に本邦通貨で交付する場合には、当該交付をする金額を償還金の金額（支払を受けた外国通貨の金額を邦貨換算日における電信買相場により邦貨に換算した金額をいう。以下この項において同じ。）とその他の金額とに区分し、当該償還金の金額を措置法第41条の12の2第4項に規定する「交付をする国外割引債の償還金」の額として同項の規定を適用することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 41の12の2-4の注書の取扱いは、当該国外割引債の償還金に係る邦貨換算について準用する。</u></p> <p><u>(外国所得税について還付を受けた場合)</u></p> <p><u>41の12の2-6 措置法第41条の12の2第5項に規定する外国所得税の額は、国外割引債の償還金の支払の際に源泉徴収された外国所得税の額をいい、事後当該外国所得税に相当する金額の全部又は一部について還付を受けた場合であっても、当初徴収された外国所得税の額からはその還付を受けた金額を控除する必要はないことに留意する。</u></p> <p><u>措置法第41条の22((免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例))関係</u></p> <p><u>(職業運動家の範囲)</u></p> <p><u>41の22-1 措置法第41条の22第1項に規定する職業運動家の範囲については、所得税基本通達161-10の3の取扱いを準用する。</u></p> <p><u>(芸能人等の役務提供を主たる内容とする事業であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>41の22-2 措置法第41条の22第1項に規定する「芸能人等の役務提供を主たる内容とする事業」に該当するかどうかについては、所得税基本通達161-9の取扱いを準用する。</u></p> <p><u>(所得税を免除される対価の意義)</u></p> <p><u>41の22-3 措置法第41条の22第1項に規定する「所得税を免除される対価」には、同項に規定する免税芸能法人等が、所得税を免除される対価の支払を受ける前に同項に規定する芸能人等の役務提供報酬を支払う場合の当該報酬の額は含まれるが、当該芸能人等の役務提供報酬の額が、所得税を免除される対価を超える場合の当該超える部分の金額は該当しないことに留意する。</u></p> | <p>(新設)</p> <p><u>措置法第42条((免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬に係る源泉徴収の特例))関係</u></p> <p><u>(職業運動家の範囲)</u></p> <p><u>42-1 措置法第42条第1項に規定する職業運動家の範囲については、所得税基本通達161-10の3の取扱いを準用する。</u></p> <p><u>(芸能人等の役務提供を主たる内容とする事業であるかどうかの判定)</u></p> <p><u>42-2 措置法第42条第1項に規定する「芸能人等の役務提供を主たる内容とする事業」に該当するかどうかについては、所得税基本通達161-9の取扱いを準用する。</u></p> <p><u>(所得税を免除される対価の意義)</u></p> <p><u>42-3 措置法第42条第1項に規定する「所得税を免除される対価」には、同項に規定する免税芸能法人等が、所得税を免除される対価の支払を受ける前に同項に規定する芸能人等の役務提供報酬を支払う場合の当該報酬の額は含まれるが、当該芸能人等の役務提供報酬の額が、所得税を免除される対価を超える場合の当該超える部分の金額は該当しないことに留意する。</u></p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(源泉所得税の納税地の取扱い)</p> <p><u>41の22—4</u> 措置法第41条の22第1項に規定する免税芸能法人等が支払う同項に規定する芸能人等の役務提供報酬につき徴収をすべき所得税の納税地は、当該免税芸能法人等に対し当該芸能人等の役務提供に係る対価の支払をする者（以下「国内における支払者」という。）の所在地が、当該免税芸能法人等が当該芸能人等の役務提供報酬を支払う日と当該免税芸能法人等が国内における支払者から当該芸能人等の役務提供に係る対価の支払を受ける日とで異なる場合等には、国内における支払者が当該対価につき所得税法第212条第1項の規定により徴収をすべき所得税の納税地として差し支えない。</p> <p>(外貨で表示されている額の邦貨換算)</p> <p><u>41の22—5</u> 非居住者又は外国法人に支払う措置法第41条の22第1項に規定する芸能人等の役務提供報酬のうち、その支払うべき金額が外貨で表示されているものに係る国内源泉所得の金額については、所得税基本通達213—1から213—3の取扱いによる。</p> <p><u>附 則</u> (経過的取扱い)</p> <p><u>この法令解釈通達による3—1、3の3—1から3の3—3まで、3の3—5、3の3—6、3の3—9、3の3—10の2、3の3—11、3の3—14から3の3—16まで、8—4、8—5、8の3—2、9の2—5及び41の12の2—1から41の12の2—6までの取扱いは、平成28年分以後の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税については、なお従前の例による。</u></p> | <p>(源泉所得税の納税地の取扱い)</p> <p><u>42—4</u> 措置法第42条第1項に規定する免税芸能法人等が支払う同項に規定する芸能人等の役務提供報酬につき徴収をすべき所得税の納税地は、当該免税芸能法人等に対し当該芸能人等の役務提供に係る対価の支払をする者（以下「国内における支払者」という。）の所在地が、当該免税芸能法人等が当該芸能人等の役務提供報酬を支払う日と当該免税芸能法人等が国内における支払者から当該芸能人等の役務提供に係る対価の支払を受ける日とで異なる場合等には、国内における支払者が当該対価につき所得税法第212条第1項の規定により徴収をすべき所得税の納税地として差し支えない。</p> <p>(外貨で表示されている額の邦貨換算)</p> <p><u>42—5</u> 非居住者又は外国法人に支払う措置法第42条第1項に規定する芸能人等の役務提供報酬のうち、その支払うべき金額が外貨で表示されているものに係る国内源泉所得の金額については、所得税基本通達213—1から213—3の取扱いによる。</p> |